

## 西条市歯科医師会選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、本会会則第13条及び第18条に基づき、会長、愛媛県歯科医師会代議員、予備代議員に関する選挙について定めるものとする。

但し代議員、予備代議員選挙においては愛媛県歯科医師会代議員選挙規則に則って施行する。

(選挙権の行使)

第2条 選挙権の行使は、理事会が認める特別の事由以外のものは委任を認めない。

2 前項により委任を申請する場合は、当該選挙日の前日までに会長に申し出るものとする。

(選挙事務の管理)

第3条 本規則における選挙に関する事務は、選挙管理委員が行う。

ただし、議場における選挙の執行は会長が行う。

(選挙管理委員)

第4条 選挙に関する事務を行う。

2 選挙管理委員は、委員2名をもって組織する。

3 選挙管理委員は会員のうちから理事会が推薦し、会長が委嘱する。

4 会長は、選挙管理委員の中から委員長を1名、副委員長1名を推薦により指名し、出席会員の半数以上の承認を得るものとする。

5 選挙管理委員の任期は、当該選挙1回限りとする。

6 委員は、当該選挙の立候補者および推薦候補者になることはできない。

(選挙管理委員の業務)

第5条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

一 選挙の告示

二 選挙人名簿の管理

三 立候補者および推薦候補者の受付及び資格審査

四 立候補者および推薦候補者の公示

五 投票及び開票の管理

六 投票の有効又は無効の判定

七 選挙結果に基づく当選者の決定及び報告

八 選挙録の作成

九 その他、選挙に必要な事項

(選挙録の提出及び保存)

第6条 選挙管理委員は、出席した同委員全員が署名押印した選挙録を作成しなければな

らない。

(選挙権及び被選挙権)

第7条 本会会員は選挙権を有し、選挙人とする。

但し代議員、予備代議員選挙においては愛媛県歯科医師会代議員選挙規則第3条を適用する。

2 本会会員は会長選挙の被選挙権を有する。

但し代議員、予備代議員選挙においては愛媛県歯科医師会代議員選挙規則第4条を適用する。

3 前条により選任された選挙管理委員は選挙権を有するが、当該選挙での被選挙権は有しない。

但し、第11条に該当する場合に限り被選挙権を有する。

(選挙立候補、推薦候補の届出)

第8条 被選挙人(以下「立候補者」という。)は、選挙の告示日に前条の被選挙人資格を有した会員として在籍している者とし、選挙期日の10日前までに、立候補届出書を、選挙管理委員長に提出する。

2 推薦候補の届出書は会員である推薦者2名の者が、候補者の承諾署名を添えて、選挙管理委員長に提出する。

3 選挙管理委員は、立候補、推薦候補の届出を受けたときは、立候補、推薦候補届出書を審査し、不備がないと認められた場合は、当該立候補者、推薦候補者に対して、立候補、推薦候補の受理を通知する。

4 選挙管理委員は、立候補、推薦候補届出の締め切り後、速やかに候補者表を作成する。

5 選挙管理委員は、選挙人に、前項の候補者名を通知する。

(候補の辞退)

第9条 候補者は、選挙期日の前日までに、候補辞退届書1部を選挙管理委員長に提出することにより、候補を辞退することができる。

(候補者の責務)

第10条 候補者及び選挙人は本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第11条 会長選挙において立候補者および推薦候補者なき場合は会員の互選により選出する。但し以前に2期会長(支部会長)を経験した者ならびに1期会長(支部会長)を経験し、2期目の就任を辞退する者はその対象とならない。

(選挙の方法)

第12条 選挙は、選挙人の投票にて行う。ただし、出席者の過半数の同意があるときは、挙手、起立等得票数を確認できる方法によることができる。

2 前項の投票は、選挙管理委員が用意した所定の投票用紙により行う。

3 投票は、1人1票、単記無記名とする。

(会場の閉鎖)

第13条 選挙管理委員長は、選挙開始を宣告すると同時に議場の出入り口を閉鎖し、選挙権を有する出席者数を確定しなければならない。

(投票用紙の手交)

第14条 投票用紙は、投票会場において選挙管理委員が選挙人に手交する。

(投票)

第15条 選挙人は、前条の投票用紙に列記(立候補、推薦~~≧~~候補受付順)された候補者氏名の上に○印をもって投票の表示を行う。

2 第11条に該当する場合は候補者名が列記(入会順)された投票用紙の氏名の上に○印をもって投票の表示を行う。

3 いずれの投票も無記名とする。

(投票箱の閉鎖)

第16条 選挙管理委員長は、投票が終わった時は、投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖する。

(無効投票)

第17条 次の投票を無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
- 二 前各号以外の事項は、選挙管理委員が有効・無効を判定する。

(開票)

第18条 選挙管理委員は、選挙人の前で投票箱を開き、投票の総数と投票者の総数を計算する。

2 選挙管理委員長は、投票の内容を調査し、投票数を確認して会長に報告する。

第19条 選挙管理委員長は、有効投票中、次の得票数をもって当選者を決定する。

- 一 高点者を当選者とする。
- 二 得票の票数が同じ時は、くじで当選を決める。

(会長選挙の時期)

第20条 会長選挙は、その任期満了の年の30日以上前に召集される臨時総会において行なう。

(愛媛県歯科医師会代議員、予備代議員選挙の時期)

第21条 愛媛県歯科医師会代議員、予備代議員選挙は愛媛県歯科医師会会長より、代議員、予備代議員選挙実施の通告があつてから行う。

## 附則

1、本規則の改廃は総会の議決を経なければならない。

2、本規則は、平成25年4月1日から施行する。

3、平成27年2月27日一部改定

4、平成30年2月23日一部改定

# 西条市歯科医師会入会規則及び入会金規則

## 第1章 入会

第1条 会則第2章の会員として西条市歯科医師会に入会しようとする者は、所定の書類を同歯科医師会会長に提出しなければならない。

第2条 次の各号の一に該当する者は入会を認めない事がある。

- (1) 過去において歯科医師の倫理に反する行為のあった者
- (2) 現在刑事上の事件において裁判中の者
- (3) その他会員として不相当と認められる者

第3条 第1条の所定の書類とは次のものをいう。

- (1) 入会申込書
- (2) 誓約書
- (3) 歯科医師免許証の写
- (4) 履歴書

## 第2章 入会金

第4条 本会に入会を認められた者は、別に定める入会金を納付しなければならない。

第4条 入会金は西条市歯科医師会一般会計に繰り入れ、退会するときもこれを返還しない。

- (1) 新規開設者（親の歯科診療所の同一敷地内の新規開設者も含む。） 200万円  
内訳（入会金100万円、学術研修協力金50万円、福利厚生協力金50万円）  
但し、すでに勤務医としての支部入会金を負担しているものは、勤務医入会金を差し引いた額。
- (2) 勤務医（西条市内病院歯科及び個人歯科診療所） 20万円
- (3) 親の歯科診療所を後継者の子弟が、新たに開設者となるために登録をした場合  
50万円  
但し、すでに勤務医としての支部入会金を負担している者は、勤務医入会金を差し引いた額。
- (4) 既存の歯科診療所の開設者が、死亡又は廃疾し、廃院後一ヵ年以内に後継者の子弟が同一診療所の開設者になった場合 50万円  
但し、一ヵ年以上廃院の後、後継者である子弟が開設者になった場合は（1）新規開設者としての取り扱いとすること。

(5) その他 以上の事項あるいは、以上の事項以外で入会金に関する諸問題が発生したときは理事会で審議し総会での承認を得る。

(6) 本規則に定める入会金の納付は原則として、入会時に全額納付するものとする。

#### 附則

1. 本規則の改廃は総会の議決を経なければならない。
2. 本規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 西条市歯科医師会慶弔規則

本会会員の福祉共済を目的に次に掲げる事業を行う。

### 弔慰金

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| (1) 会員死亡の場合              | 10万円と生花又は花輪一對 |
| (2) 会員家族（会員本人の親、配偶者、子ども） | 5万円と生花又は花輪一對  |
| (3) 疾病見舞金 本人 年度内1回に限る    | 3万円           |
- 但し、1ヶ月以上休診あるいは10日以上入院の場合

### 慶事

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 会員結婚の場合 | 10万円 |
| (2) 新規開業祝い  | 2万円  |

診療所被災	3万円
-------	-----

### 附則

1. 本規則の改廃は総会の議決を経なければいけない。
2. 本規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 西条市歯科医師会会費、役員手当規則

### 年会費

本会の事業執行を目的に会員は次の様に定める年会費を納める。

会員、勤務会員 月額4000円

終身会員（日本歯科医師会則、愛媛県歯科医師会則にて規定） 会費免除

上記金額を毎年7月例会時に一年分一括納入する。

但し 年度の途中にて退会した者には退会月翌月以降の会費を返却する。

終身会員の会費の免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。

### 役員手当

会務の執行を目的に 会則12条に定める役員のうち下に定める役員に役員手当を支給する。

会長 年額10万円

副会長 年額3万円

理事 年額1万円

### 附則

- 1、本規則の改廃は総会の議決を経なければならない。
- 2、本規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 3、平成26年7月25日 一部改定